

④自然公園法（「琵琶湖国定公園第1種・第2種特別地域」）

史跡地は、ほぼ全域が昭和25年7月24日に琵琶湖国定公園に指定されており、百々橋から旧摠見寺境内地周辺を含む範囲が第1種特別地域にその他は第2種特別地域に指定され、指定地内における工作物の新築や土地の形状変更、木材の伐採等が規制されている。指定地はおおむね山林部分のみで、居住区は含まれない。

琵琶湖国定公園はわが国の国定公園として初めて指定されたもので、琵琶湖を中心に周辺の野坂山地、比良山地、比叡山地、伊吹山、霊山山、賤ヶ岳・余呉湖地区、彦根城・荒神山地区、高島地区、西の湖・織山地区、瀬田川・宇治地区などに分離した形で公園区域が指定されている。計画地はそのうち、西の湖・織山地区に含まれている。

国定公園内で各種行為を行う場合は、知事の許可を要することから、自然環境保全課（行為の内容によっては東近江環境事務所）との事前協議が必要となる。

⑤森林法（土砂流出防備保安林・保健保安林）

安土山では、近江八幡市安土町下豊浦字北原6946（75,755㎡）・字岩神6335-1～2・6363、東近江市南須田町字岩の駒833-1（121,236㎡）・833-2（198㎡）が土砂流出防備保安林および保健保安林に指定されている。

土砂流出防備保安林は、樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぐことを目的に指定されている。

保健保安林は、森林レクリエーションの活動の場として、生活にゆとりを提供する。また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ることを目的に指定されている。

保安林での行為の制限には、立木の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更等がある。

保安林で、樹木の伐採や土地の形質の変更等をする場合は、中部森林整備事務所（内容によっては近江八幡市または東近江市）に対し、伐採許可申請等森林法の手続が必要となる。ただし、小規模かつ一時的な利用以外での保安林の転用は、原則認められていない。

⑥鳥獣保護法（鳥獣保護区）

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区が設定されている。鳥獣保護区には、環境大臣が設定するもの（国設鳥獣保護区）と、都道府県知事が設定するもの（都道府県設鳥獣保護区）の2種類があり、鳥獣保護区内においては狩猟が規制されている。史跡地周辺は、安土山・織山鳥獣保護区として滋賀県知事により指定されている。その内史跡地では、安土山南面の市道と県道2号線との交差点より西側では市道と県道に挟まれた部分が、東側では県道より南面が鳥獣保護区に含まれる。さらに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定に基づき、平成26年11月1日から平成36年10月31日まで鳥獣保護区の存続期間が更新されている。

⑦都市計画法（「市街化区域・市街化調整区域」）

史跡地および周辺は「市街化調整区域」に指定され、原則的に開発行為が規制されている。区域内において開発行為を行う場合は、近江八幡市長および東近江市長の許可を受けなければならない。また、周辺の一部は「市街化区域」に指定されている。

⑧農地法・農業振興地域

農地の転用については、近江八幡市農業委員会または東近江農業委員会（4haを超える場合は滋賀県知事）の許可を受けなければならない。

また史跡地の周辺農地は「農業振興地域内農用地」に指定されている。この農用地区域内の農地については、農業以外の目的には利用できないことになっており、原則として農地転用ができない。やむを得ず他の目的（農家住宅など）に利用する場合には、あらかじめ農用地区域からの除外の手続きを行うため、近江八幡市農業振興課および東近江市農業水産課との事前協議が必要となる。

⑨土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」）

「土砂災害警戒区域」は、「がけ崩れ・土石流・地すべり等の土砂災害が発生した場合に住民等の人的被害が発生するおそれがある区域」であり、災害リスクの周知と警戒避難体制の整備を目的として指定されるが、土地利用・行為制限等の規制はない。

「土砂災害警戒区域」の内、「土石による破壊力が通常の建物の耐力を上回ることが想定され住民等に著しい危害が発生するおそれのある区域」については、「土砂災害特別警戒区域」として指定され、居室を有する建築物の構造規制、宅地分譲・要配慮者利用施設の建築を目的とする特定開発行為の許可制度等が適用される。



⑩景観法

史跡地周辺の中で、近江八幡市内の地域は滋賀県景観計画区域に含まれ、その一部は滋賀県景観計画に定める主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区に指定されている。当地域内にお

いて大規模工作物等の新築等や外観変更、建築物等の新築等や外観変更、木竹伐採、物件の堆積、土地の開墾等の形状変更、水面の埋立てまたは干拓を行うにあたっては近江八幡市都市計画課への届出もしくは通知が必要となる場合がある。

また、東近江市内の地域は東近江市景観計画区域に含まれ、その一部は東近江市の定める朝鮮人街道沿道景観形成重点地域として安土城跡北腰越えから南須田にかけての朝鮮人街道(下街道)一帯が指定されている。当地区内において、工作物の新設等・外観変更および開発、土地の開墾等の形状変更、水面の埋立てまたは干拓、木竹の伐採、物件の堆積を行うにあたっては東近江市都市計画課への届出もしくは通知が必要となる場合がある。

①滋賀県屋外広告物条例

史跡地は屋外広告物の掲出を原則として禁止する地域として知事が特に指定しており、それ以外の周辺地域において屋外広告物を掲出する場合は、原則近江八幡市都市計画課もしくは東近江市都市計画課への許可の申請が必要となる。

(4) 史跡地および周辺の開発、開発計画の現状

①土地利用

史跡地は、樹林が大部分を占め、東西山麓部に宅地や農地がある。樹林地内には近江八幡市側に摠見寺、三重塔、二王門、松源院大師堂と周辺の祠、石部神社、会勝寺観音堂、東近江市側に中の湖神社・出雲神社等の建造物が見られる。

公共施設としては、近江八幡市側に北原会議所・老人憩いの家・匠の里・安土城跡ガイドンス、東近江市側に城東草の根ハウス・きぬがさ草の根図書館がある。

また地目上は、山頂を中心とする南側一帯は摠見寺の境内地であり、北部側は山林となっている。

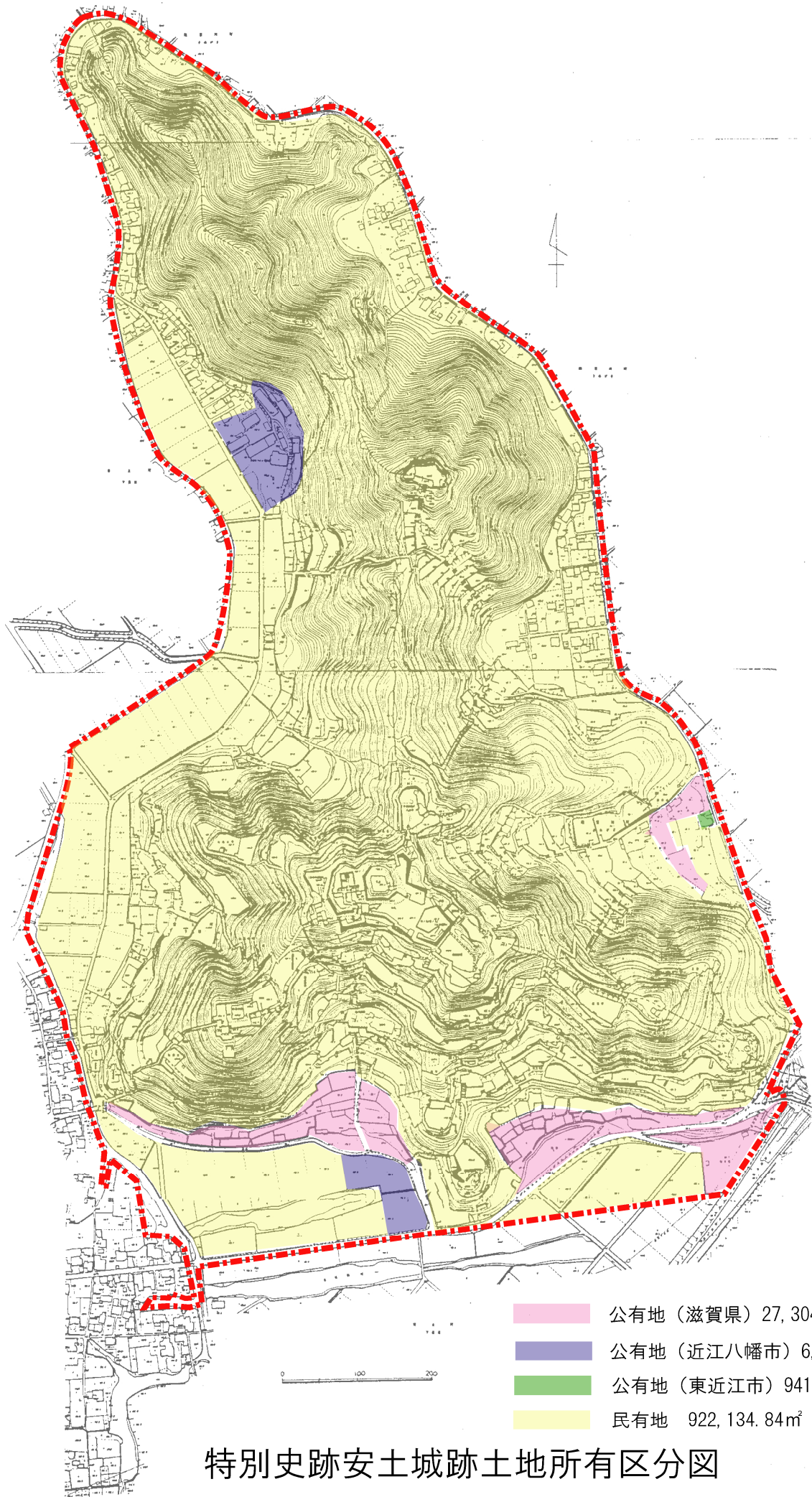
②土地所有区分

史跡地における土地所有区分は、大きく公有地と私有地に分かれる。公有地は、34,495.16㎡で、その内訳は、県有地が南側山麓の安土町域に3ヶ所、能登川町域に1ヶ所の27,304.3㎡、近江八幡市有地が2ヶ所で6,248.99㎡、東近江市有地が1ヶ所で941.87㎡である。私有地については大きな面積を有する摠見寺所有地とそれ以外の民有地で922,132.84㎡である。

③これまでの現状変更申請

史跡の現状変更等の制限については、文化財保護法第125条第1項に、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と定められている。

また、関係行政庁による通知ということで、同法第126条で、「前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつて、その行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた



特別史跡安土城跡土地所有区分図

者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。」としている。

現状変更申請に対しては、平成の大合併までは、史跡の条件等をかんがみ、県が各案件ごとに国と協議をしてきたが、能登川町が平成18年東近江市に、安土町が平成22年近江八幡市と合併してからは、軽微な変更は各市に権限委譲され市の担当者が判断し、管理団体の滋賀県が意見を添えるということで処理をしている。

昭和58年～平成26年までの現状変更の許可件数は、公共工事、民間工事、工作物設置等の簡易なものを含めて214件、滋賀県教育委員会による調査・整備事業に伴う発掘調査・環境整備工事が29件に上る。その中で民間の現状変更許可対象は住宅・農舎の新增改築がほとんどである。また、摠見寺境内地での現状変更はイベントに伴う仮設物設置等が圧倒的に多い、公共工事では近江八幡市側が多く道路の拡幅等が多い。

現状変更に伴う確認調査は、県教委の調査・整備事業を除くと、住宅の新增改築、基礎を伴う大型農業用倉庫に伴うものが圧倒的に多い。このうち、東近江市側での確認調査では遺構は全く検出されていないのに対して、近江八幡市側では、北原地区で2件、百々橋北の旧城下町部分で5件、安土城南面で4件遺構が確認されており、それぞれ遺構保護の措置が成されている。

概要は次のとおりである。

□現状変更許可件数（1983～2014）

区 分	件 数	備 考
住宅新增改築	39	
倉庫等新增改築	27	解体撤去 含む
下水道接続等	8	
造成・擁壁	6	
公共関係	54	
イベント等仮設物設置	38	
摠見寺関係	15	
その他	27	
調査・整備事業	29	
計	243	

□現状変更に伴う遺構等遺跡確認数

検出遺構	件 数	
遺構・遺構面	40 (29)	29は調査整備 事業

特別史跡安土城跡現状変更許可位置図
(1983~2014)

- 住宅新增改築
- 倉庫等新增改築 (含改訂撤去)
- 下水道接続
- 造成・擁壁
- 公共関係
- イベント等仮設物設置
- 摠見寺関係
- その他

遺構検出地点

遺構検出地点

特別史跡安土城跡 指定範囲

